

大阪市青少年福祉委員活動交付金城東区実施要領

ページ番号：281738 2021年4月1日

大阪市青少年福祉委員活動交付金城東区実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年福祉委員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、城東区における大阪市青少年福祉委員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(算定基準額)

- 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

(軽微な変更)

- 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。
- 事業開催日の変更
- 支出内容の変更

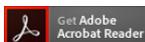
附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する
- 2 この要領は、平成28年6月1日一部改正する
- 3 この要領は、平成29年4月13日一部改正する
- 4 この要領は、令和2年4月27日一部改正する

別表（第2条関係）

 [別表（第2条関係）\(PDF形式, 90.38KB\)](#)



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード（無償）](#) 

PDFファイルを開覧できない場合には、Adobe社のサイトから Adobe Acrobat Reader DC をダウンロード（無償）してください。

 SNSリンクは別ウィンドウで開きます



このページの作成者・問合せ先

城東区役所 市民協働課 市民活動支援グループ

電話: 06-6930-9093 ファックス: 06-6930-9040

住所: 〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号 (城東区役所3階)

このページへの別ルート

[大阪市総合トップ](#) > [市政](#) > [市政情報の公表 \(オープン市役所\)](#) > [要綱・要領等のオープン化](#) > [所属名からさがす](#) >
[城東区役所](#) > [要領](#) > 大阪市青少年福祉委員活動交付金城東区実施要領